

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市立乳児院			
管理者名	公募後決定	指定期間	令和7年4月1日	～ 令和12年3月31日
担当課	こども未来部こども家庭課			
所在地	新潟市中央区川岸町1丁目57番地1			
根拠法令	児童福祉法第37条			
設置条例	新潟市乳児院条例			
施設概要	• 敷地面積 544.61m ² • 延床面積 469.80m ² • 構造・階高 木造地上2階建 • 施設内容 養育室（共用ラウンジ、寝室、ほふくスペース、キッチン等）、相談室、診察室、調理室、事務室、親子生活訓練室等 • 認可定員 本体：10名（5名×2室） 一時保護専用室：4名			

施 設 設 置 目 的	
保護者の離婚や病気、養育困難、虐待されている乳児、その他不適切な環境により、家庭で育てることが困難な場合に、児童相談所の判断で乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を預かり、養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 、 方 針 等	
<p>1 基本理念 社会的養護の理念と原理のもとに、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資する養育を行うとともに、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関と密接な連携を図り、乳幼児に適切な支援を行うこと。</p> <p>2 重点政策 (1) 養育・支援 乳幼児の命を守り、その心身及び社会性の健全な発達を促進するため、家庭的な環境で一人ひとりの心に寄り添い、愛着関係を築き信頼関係を育むとともに、発達を支援する環境を整える。 (2) 家庭・里親への支援 家庭復帰に向けた親子関係の再構築支援を行い、あるいは、里親への委託に向けた取組を行う。 (3) 自立支援計画、記録 こども一人一人の心身の状況や、生活状況等を正確に把握した、自立支援計画を策定する。 (4) 関連機関連携、地域連携及び支援 市、児童相談所、里親会、医療機関及び他施設等の関係機関等との連携・協力体制を構築する。また、地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。 (5) 職員の質の向上 定期的に研修に取り組む等、職員一人ひとりの質を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。</p> <p>3 管理運営方針 (1) 当該業務において善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。 (2) 施設の設置目的を踏まえて、施設の一体的な管理によりその効果を最大限発揮させるよう、努力するものとする。 (3) 業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。 (4) 指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、保護者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。 (5) 保護者等や地元等からの要望等に対し、公の施設の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。</p>	

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	サービス満足度	里親研修受講者、その他乳児院を利用する市民へのアンケートを実施し、「満足」が80%以上			
	苦情・要望への対応	マニュアルの整備等、体制整備を行う。苦情等があった場合は、原則7日以内に回答する。			
財務	適正な財務管理	財務マニュアルの作成及び収支状況の記録			
	管理経費の削減	中長期的な管理経費削減計画に基づき、削減に着手			
業務	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
	安心・安全の確保	・避難訓練等の実施(月1回以上) ・業務マニュアルの作成			
	個人情報保護の徹底	・施設内研修の実施(1人あたり年1回以上) ・業務マニュアルの作成			
	関係機関との連携等	会議等への積極的な参加(年12回以上)			
	地域との交流	市民向け講座等を年2回以上実施			
	社会・地域への貢献	再委託する場合の市内事業者への再委託及び物品等の市内事業者からの調達率90%以上			
	里親支援の実施	里親基礎研修における養育実習の受け入れ 年2回以上			
人材	適正な人員配置	条例で定めた基準を上回る職員数の配置			
	配置職員の資質向上	計画的な研修の実施 年10回以上			
	ボランティアとの連携	ボランティアの受け入れ人数 年間延べ120人以上			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価(所見)